

投稿規程の改正の提案

1. 令和2年7月の、第9期第6回理事会において著作権規程の改正案が承認されました。第3条の2に、「本会著作財産権は、本著作者が本会に対して著作物を投稿した時点で本会に譲渡されたものとする」とありますので、今後は論文誌に投稿した著者は、投稿の際に著作権譲渡書を提出することになります。したがって投稿規程を改正し、論文投稿時に著作権譲渡書の添付を求めることにします（第5条の5及び別記様式を追加し、第7条を削除した）。

2. 第2条の「編集委員会」を「日本法科学技術学会編集委員会（以下編集委員会）」第4条「執筆要領」を「日本法科学技術学会誌執筆要領」とするなど。

3. 採択論文の最終原稿ファイルとともに著者自身が印字結果を確認したものを提出してもらいますが、これを印刷物の他にPDFファイル、画像ファイルでも可とすることにします。

旧	新
<p>第2条</p> <p>2 総説とは、法科学領域における重要かつ話題性のある事項について総合的に展望し、解説あるいは報告するものをいう。原則として、編集委員会が依頼するものとする。</p>	<p>第2条</p> <p>1（変更なし）</p> <p>2 総説とは、法科学領域における重要かつ話題性のある事項について総合的に展望し、解説あるいは報告するものをいう。原則として、<u>日本法科学技術学会誌編集委員会（以下、編集委員会）</u>が依頼するものとする。</p>
<p>第4条 投稿原稿（本文に加えて表、図あるいはSupplementary Materialsを含む）の形式は別に定める「執筆要領」に従うこととする。</p>	<p>第4条 投稿原稿（本文に加えて表、図あるいはSupplementary Materialsを含む）の形式は別に定める<u>「日本法科学技術学会誌執筆要領」</u>に従うこととする。</p>
<p>第5条 投稿原稿は、本学会の編集委員会宛に送付することとし、編集委員会到着の日をもって受付日とする。</p> <p>2 投稿原稿は郵送または宅配便等による送付、もしくは電子メール添付による電子ファイル送付とする。</p> <p>3 郵送または宅配便等による送付の場合は、印刷原稿を3部送付するものとする。Supplementary Materialsは、印刷原稿を3部またはファイルを保存したCD-Rを3枚提出するものとする。</p> <p>4 電子メール添付による原稿送付の場合の送信先は、編集委員会（journal@houkagaku.org）とする。電子メール1通に添付する電子ファイル容量の上限は14MBとする。</p>	<p>第5条 投稿原稿は、<u>編集委員会宛</u>に送付することとし、編集委員会到着の日をもって受付日とする。</p> <p>1～4（変更なし）</p> <p>5. <u>論文の著者は、「日本法科学技術学会著作権規程」で定める本学会の著作権に関する内容を確認した上で、別記様式の著作権譲渡書に必要事項を記入し署名したものを投稿原稿とともに提出する。電子メール添付による投稿の場合は、著作権譲渡書をPDFまたは画像ファイル化したデータを投稿時に送信し、採択決定後に譲渡書本版を郵送提出しても差し支えないものとする。</u></p>

第7条 受理論文の著者は、「日本法科学技術学会著作権規程」で定める本学会の著作権に関する内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを提出する。	(削除)
第8条 (略)	第7条
第9条 (略)	第8条
第10条 受理論文の電子ファイル原稿を電子メールに添付して送付する。これに加えて編集作業の正確を期し、著者自身が印字結果を確認した印刷物あるいはPDFファイルを送付する。	第9条 受理論文の電子ファイル原稿を電子メールに添付して送付する。これに加えて編集作業の正確を期し、著者自身が印字結果を確認した印刷物あるいは <u>これに代わるファイル (PDF ファイル、画像ファイル)</u> を送付する。
第11条～14条 (略)	第10条～13条
	<u>別記様式の追加</u>